

間もなく!

市民税・都民税(住民税)
所得税及び復興特別所得税(所得税)の申告受付

税の申告の時期です、準備はお早めに!

申告期間は2月16日(月)~3月16日(月)※土・日・祝日を除く

01

市・都民税(住民税)の申告は
市役所へ



市役所への申告は、令和7年中の所得です。所得が給与のみの方で勤務先から「給与支払報告書」が小金井市に提出される方、所得が公的年金のみの方で支払先から「公的年金等支払報告書」が小金井市に提出される方、市内に住んでいる方の扶養親族の方、税務署に確定申告をする(した)方以外は、市・都民税(住民税)の申告が必要です。

申告書の提出については、郵送での提出にご協力をお願いします。

■申告書の入手方法

2月上旬に前年の状況に応じて郵送します。用紙が届かなかった方や新たに必要になった方は、市民税課で入手できるほか、市ホームページからダウンロードできます。

■申告に必要なもの

△令和7年中の所得や控除に関する書類(源泉徴収票、生命保険や国民年金保険料の支払額証明書等)

※詳細は市ホームページをご覧ください

■申告相談

市民税・都民税(住民税)の申告相談は事前予約制です。詳細は市ホームページ(2月中旬ごろ掲載予定)等でお知らせします。

CHECK

個人住民税の電子申告がスタートします

スマートフォンやパソコンから
eLTAX個人住民税電子申告システム
にアクセスして、簡単に申告できます。



eLTAX個人
住民税電子申告
システム

03

税理士による無料申告相談

時 2月3日(火)~5日(木)午前9時30分~11時10分、午後1時~3時30分

所 小金井 宮地楽器ホール

対 小規模納税者、年金受給者、給与所得者

他 △不動産・株式の譲渡所得がある
方は除きます

△相続税の相談は行っていません

申 事前申込サイトから



事前申込サイト



問い合わせ

▷ 市・都民税=市民税課市民税係

(市役所第二庁舎3階 ☎ 042-387-9819)

▷ 所得税=武蔵野税務署

(武蔵野市吉祥寺本町3-27-1 ☎ 0422-53-1311)



にせ税理士にご注意を

税理士資格の無い者が税務相談、税務書類の作成等を行うことは法律で禁じられています。
なお、税理士は、税理士バッヂを着用しています。